

使用前検査申請書

(高浜発電所第1号機の変更の工事)

関原発 第478号
2020年12月11日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。





氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所第1号機 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第1号機 発電用原子炉施設に係るもの 原子炉冷却系統施設 一次冷却材の循環設備 主要弁 主配管 化学体積制御設備 主要弁 主配管
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成23年12月26日 平成23・11・21原第20号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 2021年 1月 場所 高浜発電所
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 2021年 4月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2021年 4月

(手数料 金 593,500 円)

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年			
	1月	2月	3月	4月
原子炉冷却系統設備弁・配管撤去工事	  使用前検査（一号）			  使用前検査（五号）

△ 組立て及び据付け状態を確認する検査

▲ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

1号機 原子炉格納容器

(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

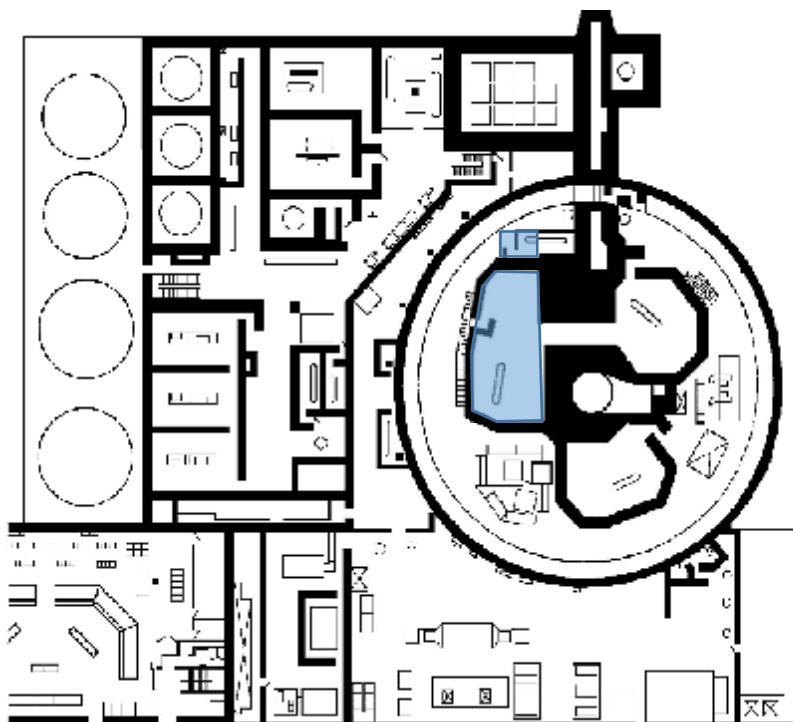
2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

(3) 管理区域検査場所図


別紙参照

管理区域検査場所図

1号機



原子炉格納容器 E.L. 17.0 m

 : 検査場所
以上